

2009年7月21日

Zenken通信 (vol. 50)

▽ 今回のお届け情報

Title: 新潟県「通常型指名競争入札を活用」

Outline

添付資料P1～3

○新潟県は、補正予算事業等の早期発注を着実に推進するため、落札決定までの期間が短い通常型指名競争入札を積極的に活用するとともに、現場代理人の常駐義務を緩和することとした。

【見直し内容】

1. 通常型指名競争入札の活用

予定価格1億2千万円未満の案件は、原則として通常型指名競争入札を適用する。約4週間を要する簡易公募型に対し、通常型は約2週間で落札決定できる。

2. 現場代理人の常駐義務の緩和

以下の要件をすべて満たす場合は、現場代理人の兼任を3件まで認める。

- (1) 7月10日から9月30日までに公告等を行う県発注工事
- (2) 兼任する工事の請負金額の合計額が2,500万円未満
- (3) 工事現場が同一の地域振興局管内

担 当 : 事業企画課 林

新潟県

通常指名採用 常駐緩和

補正予算の早期発注推進

新潟県は、補正予算事業等の早期発注を着実に推進するため、発注期間の短縮が可能な通常型指名競争入札を積極的に活用するとともに、現場代理人の常駐義務を緩和する。適用対象は土木部、農林水産部、農地部、交通政策局の公共4部局の事業で、当初予算分の事業も含め、2009年度上期までの臨時的措置として実施する。

9年度上期までの臨時的措置として実施する。

通常型指名競争入札は予定価格1億2000万円未満の案件に原則適用する。簡易公募型指名競争入札の場合は落札決定までに約4週間の期間を要していたが、通常型指名競争入札を採用することにより、落札決定までの期間を約2週間短縮する。これに加え、早期発注の観点から、必要に応じて、概算数量発注方式を採用し、積算作業日数の短縮にも取り組む。

現場代理人の常駐義務の緩和は、業者の受注機会を拡大し、補正予算による大量の発注を円滑に処理する観点から実施する。現場代理人の兼任

を3件まで認めるもので、▽09年7月10日以降に指名などを行う県発注工事▽兼任する工事の請負金額の合計額が2500万円未満▽工事現場が同一の地域振興局管内にある――の3つの要件をすべて満たした場合に常駐義務を緩和をする。いずれも適用期間は7月10日から9月30日までとなっている。

このほか、受注に向けた十分な準備期間を業者側に与えるため、補正関連工事などの発注情報を速やかに公開する。具体的には例年9月5日に公表していた発注見通しを約1カ月前倒しし、8月3日に公表する。

平成21年7月10日

土木部
農林水産部
農地部
交通政策局

現場代理人の常駐義務の緩和について

1 兼任が認められる場合

兼任する工事全てが以下の（１）～（３）を全て満たす場合は現場代理人の兼任を３件まで認めることとします。

- （１）平成21年7月10日から平成21年9月30日までの間に公告（簡易公募型指名競争入札）又は支出負担行為を行う本県発注工事であること。
- （２）兼任する工事の当初契約金額の合計が2,500万円未満であること。
- （３）工事現場が同一の地域振興局管内※にあること。

※村上、新発田、新潟、三条、長岡、魚沼、南魚沼、十日町、柏崎、上越、糸魚川、佐渡の12地域振興局の管内

2 1の例外

1の（１）～（３）の条件を全て満たす場合であっても、特記仕様書に「本工事は現場代理人の兼任を認めません」との記載がある工事は兼任できません。

※請負金額が2,500万円以上の工事は、特記仕様書にこの記載がなくともこれまでどおり現場代理人の兼任はできません。

3 現場代理人が兼任する場合の手続き

請負者は、兼任する工事の監督員それぞれに現場代理人兼任届を提出することとします（兼任する工事の当初契約書（写し）を添付）が、詳細は次のとおりです。

- (1) 請負者は、兼任する工事のうち最後に契約した工事の監督員には、工事着手届提出時に併せて現場代理人兼任届を提出することとします。
- (2) また、請負者は同時に、それ以前に契約した兼任先の工事の監督員にも現場代理人兼任届を提出することとします。
- (3) 請負者は、現場代理人兼任届を提出した後に現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人に兼任がある場合は、現場代理人・技術者変更届出時に併せて現場代理人兼任届を提出することとします。
- (4) ただし、現場代理人兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更等が生じてても（兼任する工事の終了、各工事の契約金額・履行期限等の変更）、請負者は同届の再提出を行う必要はないこととします。

※現場代理人兼任届の様式は、新潟県電子入札ポータルサイト（工事・委託）(<http://www.ebid.pref.niigata.jp/portal/madoguchi.html>) の「お知らせ」に掲載しています。

4 その他

現場代理人が兼任している場合、現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期してください。

5 適用期間

平成21年7月10日から平成21年9月30日まで（この期間内に公告（簡易公募型指名競争入札）又は支出負担行為を行ったもののみに適用します）。

お問い合わせ先
監理課建設業室
電話 025-280-5386